

廃棄物処理法 欠格要件

見直しで「連鎖なし」も

環境省の 検討会案 即再申請も可能に

環境省が設置した「欠格要件の在り方検討会」の検討結果がこのほどまとまった。廃棄物処理法の欠格要件見直しの中で、最も焦点となっていた役員兼務による「許可取り消しの無限連鎖」の問題は、1次連鎖までで止めることを法律で明確化することにも、1次連鎖も廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合のみに限定すべきとした。これが実現すれば、廃棄物処理法の軽微な違反や他法令違反による取り消しでは連鎖が起きないことになる。また、欠格となった役員を排除して体制を整備すれば5年を待たずに再び許可申請できる見込みで、欠格要件の問題点は大きく改善されることになる。

依然として許可取り消し件数の大幅な減少が見られなかったことから、検討会では悪質性など欠格要件の根幹的な部分を見直す時期には至っていないと判断している。しかし、許可取り消しの無限連鎖については、問題視する声が強かった。従来、法人Aの役員aが欠格要件に該当し、法人Aが許可取り消しとなった場合、法人Aの役員bも欠格に該当してbが役員を兼ねる法人Bも許可取り消しとなる。これが法

2006年度まで行われた第1次の在り方検討会の報告を受け、同省ではこの連鎖を法人Bの1次連鎖までにとどめるよう通知で対応した。しかし、法改正で対応すべきとの指摘があり、第2次検討会で08年度まで検討を行ってきた。

今回まとめられた案では、まず許可取り消し原因が廃棄物処理法上の悪質性が重大なものである場合は、許可取り消しとなるのは法人Aのみで、役員bは欠格に該当せず、法人Bは取り消しとならない。さらに通常は許可取り消しとなった場合5年間は許可申請ができないが、悪質性が重大でないと判断された場合は、欠格に該当した役員aを排除して体制を整えれば、即座に再び許可申請することも可能になる。

今回の案は処理法見直しの専門委員会に提出されたが、特に大きな反対もなく、実現の可能性が高い。無限連鎖見直しは処理業界のみでなく、広域でリサイクルなどを進める産業界からも強い要望が出ている。

平成21年4月29日
環境新聞